

自立支援医療（精神通院）制度について

精神疾患の治療を受けている人が、**外来で保険診療**を受けたときに医療費の一部を軽減する広島県の制度です。

- **対象となる疾病**（詳しくはお尋ねください。）
気分障がい、統合失調症、てんかん、発達障がい、その他の精神疾病など
- **自己負担額**
原則、**医療費の1割**になります。
ただし、所得の低い方や疾病等で医療費の負担が相当な額となる方については、毎月の自己負担額について上限額が設けられます。
- **有効期間**
有効期間は1年間です。再認定（継続）申請（有効期限3か月前から受付）は毎年必要です。
- **対象となる医療費**
自立支援医療受給者証に記載された**指定医療機関（デイケア、薬局、訪問看護を含む。）で治療等を行った場合に対象**となります。
- **申請に必要なもの**
 - ☐ 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書
 - ☐ 診断書兼意見書（精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費兼用）
 - ※ 精神障害者保健福祉手帳と同時申請の場合は1通でできます。
 - ※ 再認定（更新）申請する場合は、2年ごとに診断書兼意見書の提出が必要です。
 - ☐ 世帯調書
 - ☐ 健康保険の資格内容がわかるもの
 - ☐ 個人番号カード又は個人番号通知カード
 - ※通知カードを提示する際は、運転免許証などの写真入りの本人確認書類が必要となります。
 - ☐ 市町村民税の課税状況が分かる書類（その年（申請月が1月から6月の間は前年）の1月1日に廿日市市に住民登録していない人（被保険者）がいる場合、市県民税決定通知書 または 課税台帳記載事項証明書の提出が必要となります。
 - ☐ 市民税非課税世帯の場合、受診者又は保護者全員（受診者18歳未満のとき）の収入額（老齢年金、恩給、障害年金、遺族年金、特別障害者手当等の受給額）が分かる書類
 - ※「世帯の特例」を申請する場合、受診者及び配偶者を税制上他の世帯構成員が扶養していないことが分かる書類
- **その他の手続き**
住所、氏名、加入している健康保険、受診する医療機関・デイケア・訪問看護など、受給者証の内容が変更になる場合、変更の申請が必要となります。詳しくは、お問い合わせください。
また、受給者証を紛失したり破損した場合は、再交付の申請をしてください。

※申請書などの様式は、次の広島県のホームページからダウンロードできます。
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/pareamoa/1296092261914.html>

問い合わせ先・申請先			
廿日市市役所障害福祉課	〒738-8512	廿日市市新宮一丁目13番1号 （山崎本社 みんなのあいプラザ3階）	0829-30-9152
佐伯支所市民福祉係	〒738-0292	廿日市市津田1989番地	0829-72-1124
吉和支所市民福祉係	〒738-0301	廿日市市吉和3425番地1	0829-77-2113
大野支所健康福祉係	〒739-0492	廿日市市大野一丁目1番1号	0829-30-1006
宮島支所市民福祉係	〒739-0595	廿日市市宮島町1165番地6	0829-44-2001